

監査報告書

令和5年5月21日

学校法人 高橋学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 齊藤慶三 ⑩

監事 増馬崇之 ⑩

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人高橋学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における学校法人の業務又は財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上